

区職員の障害者雇用状況について

と き 平成30年10月12日(金)発表

ところ | 練馬区役所(練馬区豊玉北6-12-1)

「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和 35 年法律第 123 号)第 40 条に基づき、毎年、国へ報告している区職員の障害者雇用状況について、平成 30 年 9 月 3 日付けで国から平成 29 年度および平成 30 年度の障害者雇用状況に係る再点検の依頼を受け、調査を行いました。

調査の結果、平成30年6月1日現在の障害者雇用率について、法定雇用率を下回る結果となりました。

区として、この事実を重く受け止め、今後、信頼の回復に向け、適正に事務を執行するとともに、法 定雇用率の早期達成に取り組んでまいります。

【公表内容】

1 調査の概要

期間

平成30年9月19日(水)から平成30年10月2日(火)まで

調査内容

障害者手帳所持の有無

障害者手帳を所持している場合のみ、障害の種別 (身体、知的、精神) および等級

対象者数

	一般職員(1)	非常勤職員(2)	計
職員数	4,734名	882 名	5,616 名

- 1 「一般職員」は、再任用フルタイム職員、再任用短時間職員を含む。
- 2 「非常勤職員」は、勤務時間が週20時間以上30時間未満の者。

回答状況(平成30年10月9日現在)

	対象者数	回答数	回答率
職員数	5,616名	5,010 名	89.2%

2 障害者の雇用状況について

平成 29 年 6 月 1 日現在 (法定雇用率: 2.30%)

	算定上の 職員数(3)	障害者数	算定上の 障害者数(4)	雇用率
当初報告	4,709名	83 名	110名	2.34%
再点検結果	4,709名	81 名	109.5名	2.33%
差		2名	0.5名	0.01 ポイント

平成 30 年 6 月 1 日現在 (法定雇用率: 2.50%)

	算定上の 職員数(3)	障害者数	算定上の 障害者数(4)	雇用率
当初報告	4,737.5名	88 名	119名	2.51%
再点検結果	4,737.5名	81 名	110 名	2.32%
差		7名	9名	0.19 ポイント

- 3 「算定上の職員数」は、障害者雇用率算定上に換算した職員数。(勤務時間が週30時間以上の者は1名換算、週20時間以上30時間未満の者は0.5名換算、週20時間未満の者は対象外。)
- 4 「算定上の障害者数」は、障害者雇用率算定上に換算した障害者数。(重度障害(身体・知的のみ)の者は2名換算。勤務時間が週20時間以上30時間未満の者は0.5名換算。)

3 原因

過年度に障害者手帳の所持を確認のうえ算入していた職員について、その後の確認を 実施していなかったため。

異動等の自己申告時に添付された診断書等の内容を踏まえ、算入できると誤って認識 していたため。

4 今後の対応

障害者手帳所持者に対し、毎年、所持・不所持の確認を行う。

法定雇用率の早期達成に向けて、業務協力員制度および特別区の障害者採用選考制度 を最大限活用し、障害者の雇用を積極的に進めていく。